

医療機関の長様

広島市医師会会長 松村 誠

医療機関コード及び発熱や急性疾患（医学的理由）により接種間隔を超過した場合の接種券への記載について（お知らせ）

日頃より、各種健診及び予防接種事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり、広島市より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

記

広島市においては、平成26年4月から予防接種台帳システムを稼働することとしており、平成25年4月接種分以降の接種の履歴を台帳システムに登録する予定としています。

平成26年度以降は、同システムにより委託料の支払いを行うため、接種医療機関も併せて登録する必要があります。

また、接種間隔を超過した接種については、自動的にエラーとして除外されるため、医学的理由によるものについては、入力の際にその識別を行う必要があります。

つきましては、大変お手数ですが、**平成25年8月1日からの接種については、接種券に以下の2つの項目を記載していただきますようご協力お願いいたします。（平成25年7月1日接種分から記載していただいても構いません。）**

1 記載項目

(1) 医療機関コード

現在、使用している接種券の記載欄のうち、「**医療機関コード**」の記載をお願いします。

また、**平成25年8月1日以降の接種分については、医療機関コードがないものを返送させていただきます場合がありますので、ご注意ください。（※）**

なお、「項目 No.」や「区 No.」については、記載していただく必要はありません。

※平成26年度以降は、医療機関コードがない接種券は委託料の支払いができないため、返送いたしますのでご注意ください。

(2) 発熱や急性疾患（医学的理由）により接種間隔を超過した場合の接種券への記載

予防接種実施規則において、日本脳炎の1期など下表に掲げる接種については、「明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者が、その事由が消滅した後速やかに接種した場合には、規定による接種の間隔をおいたものとみなす」とされています。

このうち、**発熱や急性疾患により、定められた接種間隔を順守できなかったと医師が判断した事例について、その事由が解消された後、速やかに接種した場合は、接種券上部の余白部分に、「医あり」の言葉を記載**してください（裏面参照）。

予防接種の種類	区分（定められている間隔）
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ （4種混合、ポリオを除く3種混合）	1期初回（20～56日）
日本脳炎	1期初回（6～28日）、1期追加（11月～14月未満）
ヒブワクチン	初回（27～56日）、追加（7～13月）
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防ワクチン：サーバリックス）	1回目から2回目（1～2月半）、 3回目（1回目から5～12月）

これから作成する接種券には、順次、医学的理由のチェック欄を設ける予定です。チェック欄のある接種券については、チェックの記載をお願いします。

なお、「…等のやむを得ない事情」の「等」については、現在、どのような事例が該当するのかを厚生労働省に確認中ですので、回答があり次第、別途お知らせいたします。

裏面に続く→

接種間隔を超過した理由が、以下の項目に該当する場合については、現時点では、医学的理由とみなせませんので、お間違えのないようにお願いします。

- ## 2 記入例

記載欄がないものについては、接種券上部の余白に、医療機関コードの記載及び医学的理由があるときの記載をお願いします。

※ 医療機関コード記載欄の一番小さなものは、縦：0.8cm、横：3.6cmです。
ゴム印を作成される際に参考にしてください。

＜お問い合わせ先＞ 広島市保健部保健医療課
電話：５０４－２６２２